事業者排出量削減計画書

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	京都府福知山市長田野町1丁目29番地								
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	株式会社 浅田可鍛鋳鉄所								
事業者の主たる 業種	輸送用機械及	及び産業用機械鋳鉄品の	製造						
該当する事業者 要件	 ▼ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キリットル以上)) □ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上) □ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化素に換算して3,000トン以上)) 							台以	
計画期間									
基本方針	IS014001環境マネジメントシステムを導入、その環境方針により資源・エネルギーの節減を推進し、地球温暖化防止に努める								
推進体制	各部・課長による環境委員会(組織)を設置、専務を環境管理責任者として環境マネジメントシステムにより年度ごとの計画を推進								
	環境マネジメントシステム名称		IS014001 : 200						
	適用範囲			可鍛鋳鉄所の本社					
左左ぎしの日仕	V-114 1 7 7 7		2001年11月18日			协			
年度ごとの具体 的な取組及び措 置の計画	年度 20	設備、対象、工程等受変電設備/鋳鉄製造工程内不良率	耐田年粉が立た為	受雷田亦圧男を再新 担急	計画内	およる真効変形を		不自來 5 % 以下	
	2 1	鋳鉄製造工程内不良率	耐用年数が来た為、受電用変圧器を更新、温室効果ガス排出を削減する高効率型を採用/不良率5%以下 不良率3.5%以下					1.649.081	
	2 2	鋳鉄製造工程内不良率	不良率2%以下						
温室効果ガスの 排出量等	排出区分		基準年度(実績) (19) 年度 (二酸化炭素換算)		目標年度(計画) (22)年度 (二酸化炭素換算)			増減率 (計画)	
	A 事業所等排出区分			9,148 t		8, 567	t	-6. 4	1 %
	B 輸送車両排出区分			0 t		0	t	#DIV/0!	%
	C その他排出区分			0 t		0	t	#DIV/0!	%
	排出合計		* 1	9, 148 t	* 2	8, 567	t	-6. 4	1 %
	目標設定の考え方		18~22年5カ年計画で最終年度不良率目標を2%としているので、それが達成できた時の削減量、加えて変圧器更新による削減量13 t を加算した数値を目標とした						
	用途区分	原単位の指標	基準年度(実績)		目標年度 (計画)			増減率(計画	()
	本社工場	二酸化炭素換算 生産数量(千トン)	640		599			-6. 4	1 %
		二酸化炭素換算							%
		二酸化炭素換算							%
	原単位の指標及び計画数値設定の考 え方		数値については目標年度の排出量を基準年度の良品重量で除した数値とした						
その他の地球温 暖化対策による 温室効果ガスの 削減量等	対策等の区分		目標年度(計画) 取組量等			炭素換算)			
	森林の保全及び整備		(整備面積)	粗重寺 ha	(吸収量)	火术1火异/	t	/	/
	府内産の木材の利用		(利用量)	m ³	(削減量)		t		
	自然エネルギーを利用した電力又は 熱の供給		(売電量)	kwh	(削減量)		t		
			(熱供給量)	GJ	(削減量)		t		
	グリーン電力の購入		(購入量)	kwh	(削減量)		t		
	削減量等合計				*3 t				
差引排出量			基準年度 (実績)		目標年度(計画)			増減率(計画)
(排出合計-削減等合計)			* 1	9,148 t	(*2)-(*3)	8567	t	-6.	4 %
に資する社会貢 献活動		舌動として、空缶やゴミ:							
特 記 事 項	頁20年度については、生産量は横ばいよりもやや増える方向にあり、原単位については下がる傾向と思われるが、温室効果ガス排出量は、増えると予測される。								

- 注 1 該当する \Box には、 ν 印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、 ν 印の記入は不要です。
 - 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 - 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

 - 4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、○○工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標(生産数量、延べ床面積、走行距離等)を記入してください。 5 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。